

設計審査 宮城県土木部営繕課 平成 年 月

1 工事概要
1 工事番号・名称
2 工事場所
3 用途地域等
4 主要用途
5 敷地面積
6 工事の概要
7 別途工事
8 その他
9 特記仕様書の範囲

II 建築工事仕様
1. 共通仕様
2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印と○印のついた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に「記載の()、()及び< >内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

表 項目 特記事項
① 一般事項
② 適用基準等
③ 工事実績情報(OIRINS)の登録
④ 電気保安技術者
⑤ 事故報告
⑥ 完成図等

1. 完成写真
※ 作成する宮城県建築工事写真撮影要領により、完成届に添付する完成写真とは別に次のものを原版(ネガ又は電子媒体)とともに監督職員に提出すること。
③ 火災保険等
2. 仮囲い
3. 騒音、防塵等の対策
4. 監督職員事務所
5. 工事表示板

6. 工事用水
7. 工事用電力
8. 工事用通路
9. 足場その他
10. その他

11. 解体工法
12. 施工計画書等
13. 杭
14. 樹木等
15. 地下埋設物の埋設配管
16. 解体後の整地

4 再資源化等
建設廃棄物の種類
再資源化の種類
4.1.c 建設廃棄物の種類
4.1.f 現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類
4.2 産業廃棄物広域認定制度の活用
4.4 最終処分
4.5 処分に必要な建設廃棄物の種類

5 施工調査
6.1 一般事項
6.2 調査結果
6.3 調査結果の公表

6.4 アスベスト含有分析
6.5 アスベスト含有建材の調査
6.6 アスベスト含有建材の調査結果

6 一般事項
施工調査
調査事項
アスベスト含有分析
アスベスト含有建材の調査
アスベスト含有建材の調査結果
アスベスト含有分析
アスベスト含有建材の調査
アスベスト含有建材の調査結果

<p>2. 除去工事 共通事項</p> <p>ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去</p>	<p>専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に 相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。 <9.1.2(a)></p> <p>作業主任者の選出 <9.1.2(b)> 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければ ならない。</p> <p>除去業者の教育 <9.1.2(c)> 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)> 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>表示及び掲示 <9.1.2(f)> 更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 ※ アスベスト作業主任者名と職務内容 ※ 関係者以外入禁止 ※ 喫煙・飲食の禁止 ※ 「アスベスト除去作業中」の表示 ※ アスベストの有害性 ※ 取り扱上の注意事項 ※ 使用すべき保護具</p> <p>周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への 届出内容、粉じん飛散抑制装置、塵霧防止措置等）」</p> <p>保護具、保護衣 <9.1.2(g)> 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。</p> <p>除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 <9.1.3(c)><9.1.4(d)><9.1.5(c)> ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する 場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。</p> <p>3. アスベスト 含有吹き付け材 の除去 <9.1.3(b)> アスベスト含有吹き付け材の除去工事 ・ 行う（適用範囲・図示） ・ 行わない</p> <p>作業場等の隔離等 <9.1.3(a)> ※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により 飛散防止をすること。</p> <p>隔離シートの性能 ※ 床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重 ※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等 ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」に よる「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査 証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等 の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。</p> <p>セキュリティゾーンの設置 <9.1.3(a)> ※ 下表による</p> <table border="1" data-bbox="224 829 582 925"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>室名</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>更衣室</td> <td>※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>洗浄室</td> <td>※ エアシャワー（温水シャワー）</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>前室</td> <td>※ 高性能真空掃除機 ※ 使用済み保護衣保管かご</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」に よる「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査 証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等 の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。</p> <p>除去物及び汚染等 <9.1.3(b)> 処理方法 ※ 密封処理（二重袋梱包） 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空 掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。 ・ セメント固化</p>	適用	室名	状態	※	更衣室	※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備	※	洗浄室	※ エアシャワー（温水シャワー）	※	前室	※ 高性能真空掃除機 ※ 使用済み保護衣保管かご	<p>5. アスベスト 含有成形板の 処理 <9.1.5)> アスベスト含有成形板の除去工事 ・ 行う（適用範囲・図示） ・ 行わない <9.1.5(a)></p> <p>養生 <9.1.5(b)> ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。</p> <p>除去工法 <9.1.5(b)> ※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した 状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破壊されたアスベ スト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に 入れる等の飛散防止措置を講ずること。</p>									
適用	室名	状態																					
※	更衣室	※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備																					
※	洗浄室	※ エアシャワー（温水シャワー）																					
※	前室	※ 高性能真空掃除機 ※ 使用済み保護衣保管かご																					
											<p>宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 設計年月日 電話 022-211-326 (班) FAX 022-211-3190 宮城県土木部 宮精課</p>	<p>調査</p>	<p>設計</p>	<p>工事名称</p>	<p>全業</p>	<p>図面 No</p>	<p>図面名称</p>	<p>Scale</p>					